

【2000年3月6日】社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険制度等の特例措置について（答申）
社会保障制度審議会（総会第537回）

社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険制度等の特例措置案について（答申）

平成12年3月6日厚生省発年第一八号で諮問のあった標記の件について、本審議会の意見は下記のとおりある。

今回の諮問案は、国際化時代に対応して日英両国の年金制度への二重適用防止を図るものであり、了承する。

なお、年金加入期間の通算措置については、今後とも英国との間で粘り強く交渉するとともに、英国滞在期間中に係る年金の受給に空白が生じないように継続加入特例制度の意義について事業主、従業員に対し周知徹底させるよう求めたい。

国際交流の一層の進展に対応して、国家間で二重適用の防止等について調整を図り、制度加入期間における社会保険料の支払が無駄にならないよう配慮をすることは、公的年金制度への信頼を高めることにつながると考えられる。

したがって、米国をはじめ協定の成立していない他の国々との間でも、協定の早期締結に向けて引き続き努力されたい。